

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：二級河川 金熊寺川 災害復旧応急対策工事（金熊寺川橋上流）

工事場所：泉南市幡代二丁目地内

本工事は、二級河川金熊寺川（泉南市幡代二丁目地内）において、令和5年6月2日から3日にかけての豪雨により護岸が崩壊したため、緊急工事を行うものである。

当該崩壊箇所は、大雨による増水により、金熊寺川橋上流の護岸（左岸）が崩壊している。

このまま放置した場合、今後想定される台風の襲来等による大雨時には崩落がさらに進み、沿川に多大な被害の発生が予測されるため、早急に被災箇所の復旧を実施する必要がある。

以上のことから、現在、河川施設維持修繕工事（単価契約）を契約しており、崩壊判明当日中にブルーシートにて応急対応を完了させたこと、過去に当該地の直上流で泉州農と緑の総合事務所の工事を請け負っており、現場状況に精通していると共に、令和5年度の大阪府都市整備部土木工事災害時等施工能力事前審査型認定業者である株式会社寿土建と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号（修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすもの）により比較見積書の徴取を省略するものである。